〇審査増減単位数通知書とは

介護サービス事業所が行う介護サービスは、ケアマネージャーが作成した計画に基づいて行われます。

ケアマネージャーが計画した単位数は<u>給付管理票</u>に、介護サービス事業所が行った介護サービスは<u>請求明細書</u>に記載されて国保連合会に提出されますので、国保連合会ではそれぞれの計画単位数の比較を行い、請求明細書に記載された計画単位数が給付管理票に記載された計画単位数を上回っていた場合に、その上回った単位数を減点します。

なお、返戻とは異なり、請求自体は通っているという点にご注意ください。

					介護保險	審矣	查增減単位数通知書		令和1年 11月 29日
事業所番号 1570 事業所名	000000]			令和	年11月審查分		1 頁 新灣県国民健康保険団体連合会 新潟県審査委員会
保険者番号	被保険者番号	サービス提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目 コード	增減単位数	事由	内 容	運業	· 事 項
151001	000000000		17	1003					
151001	000000000		17	1004					
10100	0000000000	30.0.0	17	1009	-980	В	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数(700)請求単位数(1680)		
			給付	管理票♂	計画単位	数	(確定単位数)は 700 単位だが、	介護サービス事業所	r O

※審査増減単位数通知書は介護サービス事業所に送付されます。支援事業所へは送付されません。

〇減点される原因

減点される原因は大きく分けると「<u>計画単位数に誤りがある</u>」場合と「<u>計画単位数以外に誤りがある</u>」場合の2つに分けることができます。 このうち、計画単位数に誤りがあるものは単純な数値の比較になりますが、計画単位数以外に誤りがあるものについては以下のような例が あります。

≪給付管理票≫

≪請求明細書≫

サービス種類:17 福祉用具貸与

単位数:1,200

 \Leftrightarrow

サービス種類:67 介護予防福祉用具貸与 単位数:1,200



請求明細書が給付管理票の計画単位数を 1,200 単位上回っているとして審査増減単位数通知書が作成される

上記のように計画単位数以外の項目に誤りがある場合、計画単位数の比較自体ができなくなるため、給付管理票の計画単位数が 0 であるとして処理されます。

審査増減単位数通知書に「確定単位数 (0)」と記載されていた場合は、計画単位数以外に誤りがある可能性が高いです。

なお、給付管理票の記載項目のうち「<u>サービス種類コード</u>」「<u>サービス事業所番号</u>」のいずれかに誤りがあると、計画単位数の比較ができなくなりますので、こちらも併せて支援事業所に確認する際の参考としてください。

〇対処方法

対処方法は以下の2つのいずれか(または両方)となりますが、まずは給付管理票と請求明細書のどちらに誤りがあるのかをケアマネージャーとよくご確認ください。(基本的にどちらにも誤りがないということはありません)

なお、事業所から「提供票とは一致している」「手元のコピーとは一致している」といった内容でのご連絡をよくいただくことがありますが、本会はあくまでも"本会にご提出いただいた給付管理票と請求明細書"で処理を行っておりますので、ご確認の際は確認する書類を間違えないようご注意ください。

【給付管理票に誤りがあった場合】

対処方法:給付管理票の作成区分を「2:修正」にして、国保連合会へ再提出

※給付管理票は上記の方法により支援事業所から修正を行うことができるため、保険者への過誤申立の対象とはなりません。

過誤申立を行おうとすると、サービス計画費の請求明細書など、意図しない請求明細書が過誤処理されてしまうおそれがあるのでご注意 ください。

【請求明細書に誤りがあった場合】

対処方法:請求明細書に記載された保険者に過誤申立書を提出(提出方法等は各保険者へお問い合わせください)

- →国保連合会から過誤決定通知書が介護サービス事業所へ送付される(過誤申立から通知書の送付まで多少時間がかかります)
- →内容を正しく修正した請求明細書を国保連合会へ再提出

〇返戻との違い

減点と同じように"請求明細書に記載された計画単位数が給付管理票に記載された計画単位数を上回っている"場合でも、返戻になることがあります。

これは、特定の加算が算定されるなどしていた場合に"単純に減点するわけにはいかない"ことがあるためで、返戻(保留)一覧表には「<u>査</u>**定でエラーのあるもの**」というメッセージが表示されます。

減点されたものは"**請求自体は通っている**"のに対し、返戻されたものは"**請求が通っていない**"ことになりますので、対処方法も返戻については「<u>過誤処理が不要</u>」である点が異なります。

【給付管理票に誤りがあった場合】

	対処方法							
減点	作成区分を「修正」にして、国保連合会へ再提出							
返戻	11成色刀を「修正」にして、国体理行去へ再促出							

【請求明細書に誤りがあった場合】

	請求	対処方法
減点	通っている	過誤申立後に再提出
返戻	通っていない	再提出